

大府市告示第144号

令和8年度及び令和9年度に大府市が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事関係委託」という。）、物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品・その他委託」という。）に係る一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査申請の方法等を大府市契約規則第20条の規定に基づき次のように定める。

令和7年12月1日

大府市長 岡 村 秀 人

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあっては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあっては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時申請は審査基準日が令和6年7月1日から令和7年6月30日までのもの（ただし、令和7年7月1日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時申請は申請日からさかのぼって審査基準日が1年7月以内にあるもの。）を受けていない者
- (4) 建築設計にあっては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の登録、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録、若しくは、法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていない者
- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (6) 入札参加資格審査申請書及び添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者
- (7) 市が指定する国税、県税及び市税が未納である者
- (8) 「大府市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月17日付け大府市長・愛知県東海警察署長締結）及び「大府市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく排除措置を受けた者

2 営業種目

- (1) 建設工事及び工事関係委託業務の一般競争入札、指名競争入札に参加する資格を得ようとする者の営業種目については、別表1及び2のとおりとする。
- (2) 物品・その他委託の一般競争入札、指名競争入札に参加する資格を得ようとする者の営業種目については、別表3のとおりとする。
- 3 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和8年1月5日(月)から令和8年2月16日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時から午後8時まで

※定時受付期間において障害等によりシステムが利用できない日があったとしても、期間の延長は行わない。

イ 随時受付

建設工事及び工事関係委託業務は、令和8年4月1日(水)から令和10年1月31日(月)まで(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く。)の午前8時から午後8時まで。

物品・その他委託は、令和8年4月1日(水)から令和10年2月15日(火)まで(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く。)の午前8時から午後8時まで。

(2) 申請方法

建設工事及び工事関係委託業務は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)に、物品・その他委託は、あいち電子調達共同システム(物品等)にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス(CALS/EC) <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(物品等) <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

(3) 別送書類

(2)による申請後、建設工事及び工事関係委託業務の申請については市が代表審査自治体、物品・その他委託の申請については市が共通審査自治体になった場合についてのみ、次の書類を添付書類として各1部を提出すること。

添付書類(各種証明書)は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が申請書提出時からさかのぼって3か月以内のものとすること。

ア 共通審査項目に関する書類

提出書類の名称	区分	提出書類の名称
別送書類送付書	建設工事	ア建設工事及び工事関係委託の場合 あいち電子調達システム(CALS/EC)から印刷したもの
	工事関係委託	イ物品・その他委託の場合 あいち電子調達共同システム(物品等)から印刷したもの
	物品・その他委託	
納税証明書(国税)	建設工事	ア法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税(その3の3)
	工事関係委託	イ個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(その3の2)
	物品・その他委託	

納税証明書（愛知県税）	建設工事 工事関係委託 物品・その他委託	ア 法人の場合 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税及び自動車税種別割 イ 個人の場合 個人事業税及び自動車税種別割 ※未納の税額がないこと用
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	工事関係委託 物品・その他委託	法人事業者のみ
代表者の身元（分） 証明書	工事関係委託 物品・その他委託	本籍地の市区町村で発行 日本国籍を有しない方は在留カード、特別永住者証明書の写し ※個人事業者のみ
代表者の登記されていないことの証明書	工事関係委託 物品・その他委託	全国の法務局・地方法務局（本局） の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能。 ※個人事業者のみ

※1 愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

※2 自動車税種別割について、自社で保有する自動車がない等、自動車税種別割を支払う義務がない場合でも「自動車税種別割」の「未納税額のないこと」の証明書は交付されるため、法人県民税等他の税目と合わせて納税証明書の交付を受けること。

イ 大府市が独自に設定する要件に関する書類

提出書類の名称	摘要	提出書類の名称
社会保険届出を確認できる書類	建設工事	<p>ア 最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合 提出書類は不要</p> <p>イ 同欄が「無」になっている場合 以下のいずれかの書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1月分の社会保険料の領収書の写し ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し ・標準報酬決定通知書の写し ・社会保険料納入証明書 ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合） ・届出の義務がない場合は、別紙様式1

雇用保険届出を確認できる書類	建設工事	<p>ア 最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合 提出書類は不要</p> <p>イ 同欄が「無」になっている場合 労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し及び以下のいずれかの書類を提出（直近のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分） ・公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書 <p>※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の労働保険料等納入通知書の写し及び労働事務組合発行の保険料の領収書の写し</p> <p>・届出の義務がない場合は、別紙様式1</p> <p>※労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があり、必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出すること</p>
----------------	------	---

※大府市税については、市において未納がないことを調査するため、別送書類は不要とする。

(4) 別送書類の提出期間

ア 定時受付

（2）により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着）

イ 隨時受付

（2）により送信した日から7日以内必着

なお、提出期間の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間に当たる場合は、その日以後の最初の平日とする。

(5) 別送書類の提出方法及び提出先

次の住所へ原則郵送とする。

郵便番号 474-8701

大府市中央町五丁目70番地

大府市役所 総務部 行政管理課 契約検査係

(6) 申請する営業所

本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請すること。

建設工事にあっては、契約を締結する営業所に、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可があること。

工事関係委託及び物品・その他委託にあっては、当該営業所で入札参加資格申請を希望する業種の営業を営むことを認められていること。

4 資格審査

1 の競争入札に参加できない者に該当しないことを調査し、次に掲げる区分に

応じ、それぞれ次に定めるところにより審査する。

(1) 建設工事

競争入札に参加できる者は、発注工事の種類に対応する許可業種について、入札参加資格審査を受け、入札参加資格を決定された者のうちから、希望する業種ごとに、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値により評価する。

(2) 工事関係委託及び物品・その他委託

競争入札に参加できる者は、入札参加資格審査を受け、入札参加資格を決定された者とする。

5 結果通知

入札参加資格申請の申請内容を審査し、入札参加資格の決定を行う。なお、入札参加資格の決定は、あいち電子調達共同システムを通じて申請者に通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時申請は、令和8年4月1日）から令和10年3月31日までとする。ただし、令和10年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

7 変更等の届出

2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、あいち電子調達共同システムにより変更申請をしなければならない。ただし、定時受付分の変更申請は令和8年4月1日からとする。

8 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後、最長2年間競争入札に参加させないことがある。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 建設工事にあっては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
- (9) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した

者

9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い
この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた者は、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。

10 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

11 その他

- (1) 市長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 申請は大府市入札参加資格審査申請要領（「建設工事」・「工事関係委託」・「物品・その他委託」）に従い行うものとする。

入札 参加 資格 審査 業種

建設工事

工事関係委託（設計・測量・建設コンサルタント等業務）

別表 1

業種	
1	土木工事業
2	建築工事業
3	大工工事業
4	左官工事業
5	とび・土工工事業
6	石工事業
7	屋根工事業
8	電気工事業
9	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事業
13	舗装工事業
14	しゅんせつ工事業
15	板金工事業
16	ガラス工事業
17	塗装工事業
18	防水工事業
19	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事業
22	電気通信工事業
23	造園工事業
24	さく井工事業
25	建工具事業
26	水道施設工事業
27	消防施設工事業
28	清掃施設工事業
29	解体工事業

別表 2

業種	
1	建築設計
2	設備設計
3	一般測量
4	航空写真測量
5	河川、砂防及び海岸・海洋
6	港湾及び空港
7	道路
8	上水道及び工業用水道
9	下水道
10	農業土木
11	森林土木
12	水産土木
13	造園
14	都市計画及び地方計画
15	土質及び基礎
16	鋼構造及びコンクリート
17	建設環境
18	地質調査
19	土地調査
20	土地評価
21	物件調査
22	事業損失

別表3

入札参加資格審査業種

業務1 物品の製造・販売

営業種目（中分類）	取扱内容（小分類・細分類）
コピー	コピー、マイクロ写真製作、その他
荒物・雑貨	食器類、タオル製品、ビニール・プラスチック製品、日用雑貨、清掃用品、ごみ袋、自動車用品、雨具、漆器、木・竹製品、金物類、扇子・うちわ、靴・鞄、ベルト、ゴム製品、玩具、塗料、その他
薬品・試薬・農薬	一般用医薬品、医療用医薬品、試薬、農薬、工業薬品、動物用薬品 水処理薬品、プール用薬剤、凍結防止剤、衛生材料、ワクチン、その他
医療・理化学・計測機器	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、環境測定機器、歯科技工物、介護福祉器具、その他
一般印刷	一般印刷（ポスター・パンフレット等のカラー印刷物、又は1万部以上の印刷物）
軽印刷	軽印刷（各種報告書等の3色以下で、かつ、1万部未満の印刷物）
フォーム印刷	フォーム印刷
出版・製本	美術印刷出版、活版印刷出版、グラビア印刷、雑誌出版、製本、手帳製作、各種帳簿製作、電子出版、その他
地図	地図製作、地図印刷、その他
農業・園芸用品	草花・種子・樹木、農業・園芸用品、肥料、飼料、庭石、その他
映像・音楽用品	楽器・楽譜、CD・レコード、映画フィルム・ビデオソフト、その他
紙・紙製品	紙、封筒（印刷付き封筒を含む）、ダンボール、その他
看板・旗・標識・徽章	看板、旗・のぼり・垂幕、徽章、シルクスクリーン印刷、シール印刷、楯・トロフィー・メダル、七宝製品、道路標識、保安用品、反射材製品、交通安全用品、プラスチック加工製品、ビニール加工製品、マグネット、その他
機械・器具	農業機械、木工機械、金工機械、工作機械、建設機械、各種産業機械、工業用ポンプ、空調機器、自動販売機、遊園器具、舞台装置（大型照明・音響）、印刷関連機器、焼却炉、生ごみ処理機、電気機器、各種計器類（各種メーター）、給排水機器、その他
ゴム印・印章	ゴム印・印章・スタンパー
写真機器	カメラ、映写機、投影機、光学機械器具、写真用品、現像・焼付、その他
自動車・自転車	乗用車、貨物自動車、乗合自動車、二輪自動車、消防用車両、救急用車両、清掃用車両、建設用特殊車両、その他架装車・特種用途自動車、自動車部品、自転車・自転車部品、遊戯用自転車、その他
船舶	大型船舶、小型船舶、ヨット・カヌー、船舶用機械、船舶部

	品、その他
航空機	飛行機、ヘリコプター、航空用機械、航空機部品、その他
警察用品・消防防災用品	警察用被服、警察用品、消防用被服、消火器、消防用機材、警報装置、防災用品、鞄・履き物、ヘルメット、その他
食料品	お茶、弁当、菓子、食品・食材、非常用食料、その他
スポーツ用品	武道用品、体育施設用品、一般スポーツ用品、その他
燃料	ガソリン・軽油、重油、灯油、潤滑油、LPGガス、圧縮天然ガス、海上給油、都市ガス、その他
繊維製品	制服、作業服・事務服、帽子、呉服・織物、テント・シート、その他
寝具・室内装飾・家具	ふとん・毛布、ベッド、カーテン、じゅうたん・カーペット、畳・ふすま、既製家具、特注家具、その他
資材・素材	木材、鋼材、コンクリート、土砂、舗装材、溶接材、上下水道材、軸・壁・屋根材、建具・内外装材、ガラス・サッシ材、その他
厨房機器	流し台・調理台、調理器、給茶機、食器洗浄機、食器消毒保管庫、業務用冷蔵庫・冷凍庫、その他
ガス器具	ストーブ、コンロ、その他
電気製品	一般家電製品、視聴覚機器、その他
通信機器	有線通信機器、無線通信機器、その他
電算機器	大型コンピュータ、パソコン、OA周辺機器、OA関連消耗品、その他
文房具・事務用機器	文房具、事務用機器、事務用家具、額縁、金庫、その他
時計・貴金属・眼鏡	時計、貴金属、宝石、眼鏡、その他
学校教材等	学校教材、保育教材、玩具・遊具、図書館用品、その他
電力	電力
贈答用品	贈答用品、ギフトカタログ商品、その他
図書	一般図書、新聞、外国図書、その他
特殊物品	動物、美術品、選挙用品、その他

業務2 物品の買受け

営業種目（中分類）	取扱内容（小分類・細分類）
不用品買受	金属屑、古紙、繊維屑、合成樹脂、ゴム屑、ウエス、農業機械、建設機械、各種産業用機械、自動車、自動二輪車、自動車部品、自転車、船舶、航空機、パソコン・OA機器、電化製品、立竹木、その他

業務3 役務の提供等

営業種目（中分類）	取扱内容（小分類・細分類）
建物等各種施設管理	<p>清掃 　庁舎清掃、病院清掃、室内環境測定、配水管清掃、舗装道機械清掃、雨水排水施設機械清掃（枠・排水管等）、公園清掃、公衆トイレ清掃、遊具清掃、その他</p> <p>機械設備保守点検 　電気設備、冷暖房・空調設備、冷蔵・冷凍設備、ボイラーエquipment、エレベータ設備、エスカレータ設備、自動ドア、道路トンネル附帯設備、街灯・屋外照明灯設備、信号設備、ポンプ設備、定温設備、自家用電気工作物、その他</p> <p>通信設備保守点検 　電話交換機、無線設備（防災行政無線等）、コンピュータ関連機器、テレビ設備、その他</p> <p>消防設備保守点検 　火災報知器、消火設備、非常通報装置、その他</p> <p>測定機器保守点検 　大気測定機器、水質測定機器、試験検査・医療機器、その他</p> <p>浄化槽等清掃・点検 　浄化槽清掃、浄化槽保守点検、污水枠清掃、汚水処理施設保守点検、汲み取り処理、その他</p> <p>貯水槽等清掃・点検 　貯水槽清掃、貯水槽保守点検、井戸清掃（排土砂等）、その他</p> <p>上・下水道施設管理 　上水道施設管理（運転・点検・保守）、下水道施設管理（運転・点検・保守）、上・下水道料金検針・徴収、上・下水管漏水調査、その他</p> <p>専用施設管理（運転・点検・保守） 　河川浄化施設管理、排水施設管理、道路排水施設管理、ごみ焼却施設管理、体育施設管理、遊具管理、噴水施設管理、プール施設管理、共同溝施設管理、水門等施設管理、その他</p> <p>植物管理 　除草・草刈、草地・樹木管理、草花管理、チップ堆肥化、ビル緑化、都市緑化、森林整備、その他</p> <p>病害虫・ねずみ・蜂等駆除 　建物病害虫駆除、樹木病害虫駆除、ねずみ駆除、白蟻駆除、害鳥駆除、蜂駆除、医療器具滅菌、その他</p> <p>廃棄物・リサイクル 　一般廃棄物処理（収集・運搬）、一般廃棄物処理（処分）、産業廃棄物処理（収集・運搬）、産業廃棄物処理（処分）、特別管理産業廃棄物処理（収集・運搬）、特別管理産業廃棄物処理（処分）、自動車引取り、自動車フロン回収、自動車解体、自動車破碎、古紙リサイクル、その他</p> <p>警備・監視 　施設警備、機械警備、会場警備、プール監視、防災監視、エレベータ運転操作、その他</p> <p>受付 　受付（庁舎・施設）、電話交換、駐車場管理運営（警備業法適用外）、会場案内、その他</p>

運搬・保管等	運搬・保管 引越・事務所移転、美術品運搬、土砂運搬、給食配送、倉庫、特殊倉庫、その他 梱包・発送 梱包作業、ダイレクトメール、宅配便、その他 輸送 一般貨物輸送、海上輸送、その他
映画等製作・広告・催事	映画等製作 映画、ビデオ、テレビ番組、写真撮影、その他 広告 広告企画・代行、その他 催事 イベント企画、会場設営、展示、音響、舞台照明、その他 デザイン デザイン、展示物等の製作、その他
自動車等点検整備	自動車点検・車検、自動車整備、自動二輪車点検整備、船舶点検整備、航空機点検整備、その他
給食	病院給食、学校給食（調理員派遣）、学校給食（デリバリー）、食器洗浄、その他
検査・測定	大気・空気測定、水質・土壤測定、騒音・振動測定、臭気測定、ダイオキシン測定、作業環境測定、放射能測定、アスベスト測定、人間ドック、集団検診（人間ドックを除く）、臨床検査、理化学検査、電波障害、その他
調査委託	市場調査、世論調査、環境調査、企業調査、建築調査、電気通信関係調査、総合研究所、地理調査、遺跡発掘調査、交通関係調査、不動産鑑定、土地家屋調査、不動産登記、福祉関係調査、農業関係調査、観光関係調査、その他
コンピュータサービス	システム開発、データ処理、Web ページ作成、インターネット関連サービス、ネットワーク整備、オペレーション、コンピュータ研修、コンピュータサポート業務、システム調査・分析、その他
航空写真・図面	航空写真・図面製作、写図、地図製作、その他
クリーニング	一般被服、寝具、カーテン、防災加工、医療関連クリーニング（基準寝具類・滅菌処理）、医療関連クリーニング（基準寝具類以外（白衣、手術衣等））、その他
リース・レンタル	建物（仮設ハウス・トイレ等）、樹木、機械器具、電子計算機（汎用機、サーバ等）、情報関連機器（パソコン、小型プリンタ等）、複写機（複写サービスを含む）、ファクシミリ、医療機器、介護福祉器具、基準寝具、家具・室内装飾・寝具、清掃用具・玄関マット、自動車、イベント用品、その他
保険業	生命保険、自動車保険、損害保険（自動車保険を除く）、その他
旅客業	旅行、ハイヤー、タクシー、バス運行業務、運転代行業務、その他
審査業務	I S O 審査業務、経営診断業務、その他
外国語	外国語通訳・翻訳、外国語研修、その他
その他の業務委託等	手話、速記、研修、楽器調律、図書等整理、人材派遣、筆耕・タイプ、医療事務、放置駐車車両確認、気象情報提供、機密文書・データ廃棄、マイクロフィルム撮影、入浴・介護、溶接・鉄工、火葬炉残骨灰処理、施設内売店業務、その他

別紙様式 1

令和 年 月 日

大府市長 殿

住 所

事 業 所 名

代表者職氏名

印

下記理由により、社会保険・雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

(社会保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関（ ）に問い合わせを行い、
判断しました。

(雇用保険)

- 役員のみの法人又は個人事業主のみの事業所であるため。
- 使用する労働者の全てが別表の「被保険者にならない者」の「番号： 」に該当するため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関（ ）に問い合わせを行い、
判断しました。

別紙様式1別表

＜雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例＞

番号	区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
1	短時間就労者 パートタイマー 派遣労働者	正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 31日以上の雇用見込みがあること。	左記①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
2	学生・生徒	昼間学生であっても、次に掲げる者は被保険者となります。 ① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。 ② 休学中の者。(この場合、その事実を証明する文書が必要となります) ③ 事業主の命により又は、事業主の承認を受け雇用関係を存続したまま大学院等に在学する者。 ④ 一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる者。(この場合、その事実を証明する文書が必要となります)	学生・生徒等で、大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者(左記①～④に該当する者は除く)については、適用事業に雇用されても被保険者なりません。
3	株式会社等の取締役、合名会社等の社員、監査役及び協同組合等の社団又は財団の役員等	株式会社等の取締役、合同会社等の社員は原則として被保険者となりません。しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している(=兼務役員)場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります。(この場合、就業規則・登記事項証明書(※)・賃金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります)	左記の区分に記載された法人等(以下「法人等」という。)の代表者(会長・代表取締役社長・代表社員等)は被保険者なりません。また、法人等の役員等(代表者以外の取締役・監査役等)についても、原則として被保険者なりません。
4	2以上の適用事業 主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者なりません。(二重の資格取得はできません。)
5	試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	

6	長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	
7	家事使用人		原則として、被保険者となりません。
8	在日外国人	<p>日本国に在住し、就労する外国人は、国籍（無国籍を含む。）を問わず、日本人と同様に適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。</p> <p>外国人技能実習生も適用要件を満たした就労であれば、被保険者となります。</p>	<p>外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生（昼間学生）は被保険者なりません。</p> <p>左記の被保険者となる外国人技能実習生であっても、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む）により実施され、習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる期間は、被保険者なりません。</p>
9	事業主と同居の親族	<p>次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）ないこと。（この場合、登記事項証明書（※）、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となります。同居の親族以外の労働者がいない場合は、被保険者とはなりません。）</p>	<p>個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として被保険者なりません。</p> <p>ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p>

10	国外で就労する者	出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。	海外で現地採用される者は、被保険者となりません。
11	船員	船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわりなく被保険者となります。 船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」(乗船契約)の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」(予備船員としての契約)が締結される場合にも、その間ににおいて継続して被保険者となります。	船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者(1年を通じて雇用される場合を除く)は、被保険者となりません。
12	公務員		国、県、市町村その他これに準ずる事業に雇用されている者で、離職時に受ける諸給与が失業等給付の内容を超える者は被保険者となります。
13	生命保険会社等の外務員・外交員・営業部員等	職務の内容や服務の態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し、それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。	雇用関係が明確に存在していない場合は、被保険者となります。
14	在宅勤務者 (労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者)	事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定(その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。)が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。 ① 指揮監督系統が明確なこと。 ② 拘束時間等が明確なこと。 ③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④ 報酬が、勤務した期間または時間を基礎としていること。 ⑤ 請負・委任的でないこと。 (この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。)	左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となります。

15	週所定労働時間 20 時間未満で複数の事業所で働く 65 歳以上の労働者（マルチジョブホルダー）	<p>次の 3 つの要件をすべて満たす場合に、労働者本人がハローワークに申し出ることで、特例的に被保険者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること ② 2 つの事業所（1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ③ 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること 	左記の 3 つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。また、労働者本人が被保険者になることを希望せず、申出を行わない場合は被保険者なりません。
----	--	--	---

（出典）愛知労働局発行「雇用保険のしおり（令和 6 年 9 月）」